

「倉敷市の食の魅力発信イベント開催事業」業務委託仕様書

1 事業名

倉敷市の食の魅力発信イベント開催事業

2 実施期間

契約締結日から令和8年1月31日（金）まで

※2日以上以上の提案のうち1日は令和7年9月7日の実施を想定すること

3 実施場所

KITTE 大阪内のイベントスペース

※令和7年9月7日は、KITTE 大阪2FイベントスペースBでの実施を想定すること

4 業務内容

（1）イベントの内容

地域資源を活用して、本市の食の魅力を発信することで、観光客等の交流人口の増加を目的としたイベントを開催する。

- ・企画内容は、KITTE 大阪内のイベントスペースでの物販やワークショップを想定するが、事業目的を達成するものであれば、会場の制約の範囲内で柔軟な提案を可能とする。
- ・実施期間内に2日以上（連続しない日程も可）実施すること。
- ・イベントの対象者は、KITTE 大阪への来場が見込める、関西圏の在住者や国内外の旅行者を想定する。
- ・KITTE 大阪内のアンテナショップ「クラシキ」との連携や誘客を図ること。
- ・イベントの開催時期に即した旬の食材の活用を図ること。
例：白桃（7月～8月）、シャインマスカット（8月～9月）、苺（11月～5月）
- ・実施期間内に本市内で実施される予定の食のイベントとの連携を図ること。
例：くらしきランチいただきますスタンプラリー（1月～3月頃）
冬の倉敷アフタヌーンティー（1月～3月頃）
- ・イベント来場者が本市への観光や特産品購入の動機付けとなるような企画を設けること。
- ・企画内容に応じた会場レイアウトを提案すること。
- ・企画内容に応じた訴求力のあるイベントタイトルを提案すること。

（２）イベントの運営

- ・ イベント実施にあたり、会場管理者と事前に入念な打ち合わせを行い、諸要件を確認した上で、準備から撤収に至るまで必要な対策を講じ、円滑な運営を行うこと。
- ・ イベントの実施にあたり、本市内の事業者・団体と提携・協業する際は、倉敷市と事前にその内容について協議し、同意を得ること。
- ・ 企画内容に応じたスタッフを手配すること。
- ・ 外国人観光客の来場も見込まれるため、必要に応じ多言語対応策を講じること。
- ・ 物販をする場合は、イベントの対象者に応じた決済方法を準備すること。
- ・ 会場設営・管理及び撤去について、円滑に行うこと。
- ・ イベントの実施に必要な物資の手配や往復運搬、会場設置を行うこと。
- ・ 企画内容に応じた会場装飾を制作・実施すること。
- ・ 物資運搬に車両を使用する場合は、必要な許認可を得ること。
- ・ 緊急連絡先・救急体制を含めたマニュアルを作成すること。
- ・ 安全管理に万全を期すこと。なお、万一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに市に報告すること。

（３）告知・広報

- ・ 企画内容やイベントの対象者に応じた媒体（チラシ、雑誌、テレビ、ラジオ、SNS等）を選択・活用し、効果的な告知・広報を行うこと。
- ・ 告知・広報自体がイベントの集客、ひいては本市への誘客につながるような仕掛けを講じること。

（４）その他

- ・ 事業関係者と連絡・調整を行い、円滑に業務を実施すること。
- ・ イベントの具体的な成果指標（来場者数、SNS での拡散数、アンケート回答率、倉敷市への訪問意向率など）を設定すること。
- ・ イベント来場者に、成果指標が確認できる簡易的なアンケートを実施すること。
- ・ 来場者とのトラブルについては、受託者において真摯に対応すること。

（５）報告書の作成

上記（１）から（４）に関する実施内容について報告書を作成する。

<提出部数>紙媒体２部、電子媒体（PDF等）１部

5 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

6 再委託

受託者は、事務事業のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に倉敷市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記5の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

8 障がい者に対する適切な対応

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別記2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記5の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

9 調査等

市は、必要があると認めるとき、受託者に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合、受託者はこれに従わなければならない。

10 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業目的の達成に向けて、本業務の運営者として当事者意識を持ち、自主的に業務に取り組み、必要に応じて倉敷市に報告・連絡・相談を行うとともに、その指示に従うこと。
- (2) 業務実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務において受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、原則、市に帰属するものとする。

- (4) 印刷物、看板サイン等に使用する素材等について、他者が著作権等の権利を有するものは使用を避けること。
- (5) 他者が著作権等の権利を有するものを使用する場合は、事前に、権利者から2次使用を含む使用の許可、及び事後にも権利を主張しない旨の許諾を文書で得ておくこと。当該権利等に関し何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (6) 受託者は、本業務で知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、倉敷市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、倉敷市と受託者とが協議して定めるものとする。

別記1 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。乙はこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して損害の賠償を請求することはできないものとする。

別記2 障がい者差別解消に関する特記仕様書

1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 障がい者に対する適切な対応

（1）法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

（2）倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成29年2月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

（3）国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（1）及び（2）に定めるもののほか、法第11条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜すい）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。